日本労働弁護団主催

実効性ある有期労働契約規制立法を実現するための集会

いうまでもなく，我が国の貧困・格差は，増加の一途をたどる非正規雇用が大きな要因です。そして，派遣・パート労働など非正規労働者の多くは有期雇用であり，非正規雇用の問題を抜本的・根本的に解決するには，有期労働契約の実効性ある規制が不可欠です。

有期契約労働者は，無期契約労働者に比べて雇用が不安定で待遇も低いのに，労働実態は無期契約労働者と異ならない場合も多く不合理な格差が生じています。このように有期雇用が野放図となっている現状は，我が国に有期労働契約の不合理・不適正な濫用的活用を防止する実定法が存在しないことが最大の原因です。

日本労働弁護団では，2009 年 10 月 28 日，「有期労働契約法制立法提言」発表し，2010 年 3 月 17 日に有期労働契約研究会が発表した「中間取りまとめ」に対する意見を同年 4 月 30 日に発表しています。また，2011 年 8 月 3 日に労政審が発表した「有期労働契約に関する議論の中間的な整理」に対しては，同年の労働弁護団総会でも，これまでの当弁護団の見解を踏まえ，①有期労働契約締結事由の規制（入り口規制），②無期契約労働者・有期契約労働者間における均等待遇の実現，③有期労働契約の利用可能期間制限の導入と違反の場合の無期雇用へのみなし規定，④判例上確立している雇止法理の法文化という 4 点について一刻も早い法制化を求める決議（「有期労働契約を規制し，非正規労働者の地位・労働条件の改善を！」）を出しています。

日本労働弁護団では，我が国の非正規雇用問題の根本的解決を図るため，早期に実効性のある有期労働契約規制立法を実現するべく，幅広く諸団体に呼びかけ，この集会を企画します。

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

日　時　　２０１２年1月２６日（木）１８時３０分～２０時３０分（１８時１５分開場）
場　所　　総評会館２階　（裏面地図参照）
参加費　　無　料（事前申込必須）
内　容　１　労働条件分科会委員からの報告（予定）
　　２　情勢報告
　　３　韓国調査の報告（日本労働弁護団全国常任幹事・小林譲二弁護士）
　　４　日本労働弁護団の見解
　　５　討議と会場発言

2012. 1. 26集会参加申込書

ご氏名:　　（ご所属）

連絡先　〒

ご住所（自宅／所属先）

TEL:　　FAX:

【申込先】日本労働弁護団（http://roudou-bengodan.org/）

〒101-0062　千代田区神田駿河台3-2-11　総評会館内→　ＦＡＸ:０３－３２５８－６７９０

＊この申込書をこのままＦＡＸもしくは上記住所へ郵送でお送り下さい。